

運送事業者に対する行政処分(令和4年12月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和4年12月21日	有限会社栄林産業 (法人番号4230002011 910) 代表者高崎哲一	富山県高岡市上黒 田210番地の1	本社営業所	富山県高岡市長慶 寺414番地3、413 番地3	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	令和4年11月24日、監査実施。1件の違反が 認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第7条第1、2 項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。